

次期計画策定に向けた方針

- <3つの計画を一体的に策定>
- 第2次富里市障害者基本計画は2019～2026年度、第7期富里市障害福祉計画・第3期富里市障害児福祉計画は2023～2026年度で計画期間満了。
 - 第3次富里市障害者基本計画は2027～2032年度の6か年計画とし、第8期富里市障害福祉計画・第4期富里市障害児福祉計画（2027～2029年度）と一体的に策定。
- <計画の構成>
- 「第1部 総論」「第2部 第3次障害者基本計画」「第3部 第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」の3部構成とし、3年後は障害福祉計画・障害児福祉計画部分のみ改定予定。

第2次富里市障害者基本計画（現行計画）

＜施策の展開＞	
基本的方向	施策の方向
1 お互いの理解を深める 広報啓発の充実	(1) 障害のある人に対する理解の促進 (2) ボランティア活動の促進 (3) 自主的活動とまちづくりへの参加促進
2 生活支援サービスの充実	(1) 相談・情報提供の充実 (2) 地域生活を支える福祉サービスの充実 (3) 生活安定のための施策の充実 (4) 移動支援の充実
3 安心の生活を支える 保健・医療体制の整備	(1) 保健体制の充実 (2) 医療体制の充実
4 自分らしくいきいきと育つ 保育・療育・教育体制の充実	(1) 早期療育体制の充実 (2) 障害児保育の充実 (3) 障害のある児童・生徒の教育の充実
5 働く喜びを感じることに できる就労機会の拡大	(1) 就労機会の確保と拡大 (2) 総合的な支援施策の推進
6 安心して快適に暮らせる まちづくりの推進	(1) 障害のある人に配慮した防犯・防災対策の充実 (2) 生活環境におけるバリアフリー化の推進 (3) スポーツ・文化活動への参加促進

第7期障害福祉・第3期障害児福祉計画（現行計画）

- <令和8年度における数値目標等の設定>
- 成果目標
 - ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - ・地域生活支援拠点等における機能の充実
 - ・障害児支援の提供体制の整備
 - ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
 - ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・福祉施設から一般就労への移行等
 - ・相談支援体制の充実・強化等
 - 障害福祉サービスの見込みと確保の方策
 - 障害児通所支援等の見込みと確保の方策
 - 地域生活支援事業の見込みと確保の方策

次期計画の骨子（案）

- 第1部 総論
- 第1章 計画の概要（計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画の期間、計画の策定体制、計画の推進）
- 第2章 障害のある人等を取り巻く現状（人口・世帯数の推移、障害のある人等の状況、アンケート調査結果から見る現状）
- 第2部 第3次障害者基本計画
- 第1章 第2次富里市障害者基本計画の評価
- 第2章 計画の基本的な考え方
- 1 基本理念：ノーマライゼーションとリハビリテーション
 - 計画目標：障害のある人も地域社会の一員として自立し、自分らしくいきいきと暮らせるまち
 - 2 基本目標・3 施策の体系 ⇒下記の通り

第3章 施策の展開

基本的方向	施策の方向
1 お互いを認め合い、権利を尊重し合う理解促進の充実	(1) 障害のある人に対する理解の促進 (2) 差別の解消・合理的配慮の推進（新規） (3) 権利擁護（成年後見・虐待防止）の推進 (4) ボランティア活動の促進 (5) 自主的活動とまちづくりへの参加促進
2 意思決定を支え自立生活を推進する支援の充実	(1) 意思決定支援に立った相談・情報提供の充実 (2) 地域生活を支える福祉サービスの充実 (3) 生活安定のための施策の充実 (4) 移動支援の充実
3 安心の生活を支える 保健・医療体制の整備	(1) 保健体制の充実 (2) 医療体制の充実（精神・難病・医療的ケアを含む）
4 自分らしくいきいきと育つ 保育・療育・教育体制の充実	(1) 早期療育体制の充実 (2) 障害児保育の充実 (3) インクルーシブ教育の推進 (4) 切れ目のない移行支援の充実
5 働く喜びを感じることに できる就労機会の拡大	(1) 就労機会の確保と拡大 (2) 就労定着・多様な働き方の支援（就労選択支援） (3) 総合的な支援施策の推進
6 安心して快適に暮らせる まちづくりの推進	(1) 障害のある人に配慮した防犯・防災対策の充実 (2) 生活環境におけるバリアフリー化の推進 (3) 情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実（新規） (4) スポーツ・文化活動への参加促進

第3部 第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画

- 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の評価
 - 令和11年度に向けた成果目標及び活動指標
 - 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策
- ⇒国の基本指針に基づき新規項目を追加